

BS神発1627号  
令和元年5月27日

各団団委員長 様  
ベンチャー隊長 様

### かがり火奉仕等に伴うスカウトの深夜外出について

冠 省 主題の件について、令和元年度県連総会時（5月12日）に、ある団委員長から相談がありました。内容は、大晦日の夜にベンチャースカウトを、神社の「かがり火奉仕」に奉仕させるのは、神奈川県条例に違反するのではないか、という内容です（一部詳しい相談の内容は省略しています）。

これについて、この条例の担当部署である神奈川県福祉子どもみらい局 子どもみらい部青少年課に問い合わせをしました。その結果が5月23日に文書で来ましたので（添付ご参照）、皆さんに広く共有します。少々季節はずれではありますが、この活動を行なっている団は参考にされ、安全で有意義な活動を行うようお願いいたします。

草 々

#### 記

ご存知の通り確かに、神奈川県には「神奈川県青少年保護育成条例」があって、その第24条に（深夜外出の制限）という条項があり、「保護者は、特別の事情がある場合のほかは、深夜（午後11時から午前4時までの間をいう）に、青少年（満18歳に達するまでの者）を外出させてはならない。」と規定されています。

この条例の「特別の事情」としては、「慣習として深夜に行われる祭礼、盆踊り、年越しの初詣など青少年の健全育成に役立つもの」は深夜外出制限の範囲外とされています。この規定に「スカウトのかがり火奉仕」は該当するかどうか、いまひとつはっきりしませんでした。

神奈川県青少年課からの回答は、「（団等の活動で、毎年末に行なっている）スカウトのかがり火奉仕は、青少年の健全育成の一環と認められるのでこの条例の「特別の事情がある場合」に該当し、条例の制限は受けないものと認められる。ただし、この活動が指導者のもとで行われること、保護者の承諾を得ていること、スカウトが単独で神社から帰宅させないこと等の安全面の配慮を行なってください」ということでした。

多くの団でスカウトのかがり火奉仕活動を行なっていると思いますが、以上指摘されたところなどを再点検し、安全面には十分配慮した上で実施してください。なお、最寄りの警察署に相談する場合には、スカウトへの安全面の配慮についても相談してください、とのことでした。

以 上

神奈川県連盟県コミッショナー 清水 裕